

【歴史学篇】

【論文】

熊本藩明治三年藩政改革の再検討 ——新出の道家家文書を手がかりに——

三澤 純

Re-examination of the Kumamoto Domain 1870 affairs of a feudal clan reform

Jun MISAWA

要約 (Abstract)

This paper re-examines the reforms of the Kumamoto Domain in the third year of the Meiji Restoration period (hereafter: the year-three reforms), which are well known as an archetypal example of domain reforms that occurred from the Meiji Restoration period to the mid-1950s. The paper begins with a thorough review of previous studies; this literature review confirms that the research perspectives on the year-three reforms have broadened since the 1980s. At that time, social and regional histories became mainstream. Furthermore, this paper argues that it is necessary to conduct a political reexamination of the year-three reforms while using the results of previous research. Accordingly, this paper verifies that another plan existed in the civil administration at the beginning of the year-three reforms in addition to the plan created by Tokutomi Kazutaka and Takezaki Ritsujiro who are already well known in part for having actually executed the plan and analyzing the newly released Doukeke Monjo. This is the first paper to clarify that Kinoshita Sukeyuki drafted the other plan and that Tokutomi and Takezaki's plan was chosen as a result of a policy competition that included both the plans. Additionally, this paper emphasizes that it is possible to connect Kinoshita's plan with the results of regional and social research in the field of Kumamoto

Domain, which has been gathering attention in recent years, and also indicates the future importance of a perspective that directly ties political history and regional and social history together.

キーワード (Keywords): 熊本藩、明治三年藩政改革、民政、手永制、細川護久、長岡護美、道家之山、木下助之允、会計局、徳富一敬、竹崎律次郎、民政局、徳富蘆花、実学党中心史観、三年改革政権

はじめに

(1) 藩政改革研究の現状

近年の藩政改革研究は、一九九〇年代に入ってからのパブル経済の崩壊と、これを契機とする社会意識の変化を反映した「名君」「改革」ブームの波を受けて、急激に学界の関心を集めるようになり、その傾向は現在もなお継続中だという。先行きの不透明感が一層増している現代社

会にあつて、あるべきリーダー像を模索しようとする時、近世期に藩政改革を成し遂げた「名君（明君）」を想起するというムードが国民の中に広く流布している今、このムードを歴史認識の問題として批判的に取り上げようとする姿勢が、研究の推進力となっているのである^①。

このような動向は、もともと一九五〇年代の明治維新史研究の中で論点化された近世の藩政改革研究が、幕末維新期からの遡及的理解の限界を克服した結果として高く評価することができよう。その一方で、本稿が主題とする明治初年の藩政改革研究も、一九八〇年代後半以降に見られるようになった廃藩置県研究の新段階を踏まえて、近年、新しい関心と呼び起こしつつある。

(2) 熊本藩明治三年改革の研究史

こうした藩政改革をめぐる研究潮流の変化は、本稿のテーマである熊本藩明治三年改革（以下、「三年改革」と略記する）をめぐる諸研究にも明確に看取することができる。

熊本藩における藩政改革の本格的な研究は、一九五〇年代半ばに、大江志乃夫によって始められた。大江の問題関心は、「豪農民権運動の源流」「民権運動成立期の豪農と農民」という論文題目に示されている通り、自由民権運動の主体形成過程の解明とその性格分析とであり、その際、熊本地域における「豪農」成立の一大契機として、熊本藩における宝暦期・天保期・明治初期の改革動向がクローズアップされることになったのである。大江が、これらの改革動向を通観した「熊本藩における藩政改革」^②は、堀江英一編『藩政改革の研究』に収められたが、同書の「はしがき」で、堀江が「わたしたちの窮局の関心は、明治維新の主体である下士層と豪農層とのいわば改革派同盟がどのように形成されてきたかということである」^③と述べているように、大江の分析手法も、当時、維新変革を下支えし、やがて自由民権運動

の担い手となると考えられていた豪農層に着目し、これを成立せしめた熊本藩における改革勢力の意識や政策の源流を探るものとなった。大江のこれらの論文は一九五五年に集中的に発表されているし、前二者には「横井小楠から徳富蘇峰へ」という共通した副題が付けられていることから、これらは一括して構想・執筆されたと判断できる。そして大江の、特に明治初期に関する検討結果は、丹羽邦男や原口清が同時期の藩政改革の典型例として紹介したことによって、一気に学界の注目を集めていくことになった。

この大江の研究を引き継ぎつつ、さらに前進させたのは、近世史、特に熊本藩政史を専門としていた森田誠一である。一九七三年に発表された森田の論文「幕末・維新时期における肥後熊本藩」^④は、その副題「特に明治維新への参加をめぐる」を見れば、大江と同様の遡及的視角から書かれているように思える。しかし森田自身が、「新しく『改訂肥後藩国事史料』全一〇巻を読み直して本稿を執筆した」^⑤と記しているように、論文全体を通して政治史的観点が貫かれているとともに、その手法も大江とは異なり、藩政初期以来の熊本藩の諸特徴を押さえた上で、藩政史の終着点として三年改革と、その先の廃藩置県とを捉えようとしている。この森田の研究によって、嘉永六年（一八五三）のペリー来航以後の熊本藩政史の主要な流れが、初めて具体的に明らかにされたのである。

その後、一九八〇年代に入ると、三年改革をめぐる研究は、折からの自由民権百年運動の中で、その前史として改めて注目されるようになり、新たなスポットライトが当てられることになった。三年改革の主導者であった、いわゆる実学党メンバーの多くは自由民権運動でも活躍したが、彼ら一人ひとりの活動実態を丁寧を追うことを通じて、彼らの師であった横井小楠の思想の本質に迫ろうとした花立三郎の一連の研究や、実学党の後継組織である公議政党的自由民権期における

動きを検討した水野公寿¹²の研究はその代表例である。また猪飼隆明が、初めて熊本地域の自由民権運動の通史を描き、森田・花立とともに、それまでの研究成果を盛り込んだ一般書を刊行した意味も大きかった。特に、猪飼がその著作の中で、赤星伊兵衛という郷士を取り上げ、改革政治の成果をさらに進展させようとした彼の意見書を紹介したことや、改革政策の目玉としての雑税約九万石の減税策に言及するに当たって、その余波として幕領日田をはじめとする豊後の諸藩領で、同様の減税を求める一揆が発生していることを強調したことは、¹³その後の研究関心が改革の社会的浸透という側面に移っていく転機となった。

改革政治の広がりや深まりという観点で言えば、それ以前から、「知事塔」の存在が知られており、前田信孝の先駆的研究が存在していた。¹⁴「知事塔」とは、先述した減税策に感謝した民衆が、維新政権によって改革政治が挫折させられた明治六年（一八七三）六月以降、各地に建立した石碑のことだが、前田の個人的努力を受け継いで、熊本近代史研究会がフィールドワークを実施した結果、現在、熊本・大分両県にまたがって、計一〇基が確認されている。¹⁵この成果の上に立つて、筆者も「知事塔」が建立される時期的・地域的な問題を、地域社会史の視角から論じたことがある。¹⁶

一九九〇年代に入ると、この潮流はさらに多彩に展開していくようになる。改革政治の「遺産」として、廃藩置県以後、地域に残された「郷備金」（近世期の熊本藩領内の各手水が所有していた財源）の活用実態と、その所有権をめぐる中央政府との攻防をテーマとした前田の一連の研究や、三年改革を発端として始まった「殿様祭」（先に紹介した大規模な雑税免除に感謝して、領内庶民が各地で繰り広げた祭礼）・「御城拝見」（明治三年九月の熊本城廃棄布告に伴って、一〇月から天守をはじめとする城内各施設を庶民に開放したこと）に見られるような一大ブームを民衆運動史の中に位置づけた筆者の研究や、赤星伊兵

衛が唱えた「土地平均」論を、明治初年に全国的に見られる「土地平均」風聞と関連づけて分析した筆者の研究も、この潮流に乗った上での成果である。

一九九〇年代後半からは、このような豊富な研究成果を、近世・近代移行期論として体系化しようとする動きが、筆者や今村直樹によって始められる。²⁰その成果は、井上勝生によって受け止められ、三年改革は、和歌山藩・高知藩等の改革とともに、「非薩長有力藩の急進的改革」の典型例として位置づけられたが、²¹「知事塔」をはじめとする、民間社会における改革政治の影響の大きさを示す諸事例をも含み込んで注目されることが、一九六〇年代の丹羽・原口による紹介とは異なっていた。

二一世紀に入ってから三年改革をめぐる研究には、現在進行形で進められている近世・近代移行期論としての研究を除けば、次の二つの流れがあるだろう。一つは思想史的観点に立ちつつ、三年改革を、一貫して儒学的な「民政」の視点から追究している池田勇太の研究であり、もう一つは松尾正人によって切り開かれた廃藩置県研究の新視点²²を組み込んで、政治史的に三年改革を見直そうとする筆者の研究である。²³特に、池田の研究は、筆者が批判の対象となっているが、これらの論文が発表されて以降、筆者の直接的な問題関心が三年改革から離れてしまったため、今日まで明確な回答をなしていない。当初、本稿での回答を予定していたが、紙幅の関係で断念することになった。本稿によって、この間、いくつかに分かれていた筆者の問題関心がようやく一つにまとまったこともあり、池田への回答は、次の機会を期すことにしたい。

(3) 本稿の課題

このような研究史の検討から浮き彫りになったことは、一九八〇年代以降、三年改革をめぐる研究からは、幕末維新时期における民衆運動

史や地域社会史、さらには地域財政史として極めて豊かな成果が上がっている反面、政治史としては、廃藩置県研究に連なるものを除けば、新たな成果が上がっておらず、大江・森田段階以降の進展は認められないことである。

その原因が、史料的な限界にあることは明白である。政治史としての三年改革研究は、永青文庫細川家文書（熊本大学附属図書館寄託）と熊本県庁文書（熊本県立図書館所蔵）とを主要な史料の母胎として進められてきたが、大江・森田の研究以降、これらの史料群からは三年改革の政治的骨格に関わる新しい材料は見い出されないうまま、現在に至っているのである。

そうした中、二〇一五年夏、大阪市在住の道家一義氏から、道家家文書（総数二一九点）が熊本大学附属図書館に寄贈された。同文書の存在は、これまで学界では全く知られていなかったため、そのほぼ半数が、三年改革に深く関わった熊本藩士道家角左衛門（一徳、後に之山。以下、「道家之山」ないしは「道家」とする）に関するものであったことに驚かされた。道家之山の履歴については、表1を参照してほしいが、幕末期に郡代・奉行を務め、明治に入って参政を皮切りに、少参事・権大参事にまで昇り詰めた道家のもとに集積された諸情報は、熊本藩における幕末維新期政治史の史料としては第一級のものだと言えよう。

これまで道家は、三年改革を主導した実学党政

表1 道家之山略年譜

和 暦	西暦	月 日	年齢	履 歴
文政2年	1819年	12月14日		道家清十郎の嫡子として誕生。幼名は清熊。
天保5年	1834年	3月	16歳	父が江戸で病死（43歳）。
		7月		清熊が家督相続。御中小姓となる。
天保10年	1839年	12月		角左衛門と改名。
		7月	21歳	時習館居寮生となる。
天保14年	1843年	8月	25歳	「義之助殿・良之助殿御広敷御番当分」となる。
		12月		同本役となる。
弘化2年	1845年	1月	27歳	時習館句読師当分となる。7月、同本役となる。
嘉永6年	1853年	1月	35歳	時習館訓導当分となる。12月、同本役となる。
嘉永7年	1854年	4月	36歳	「若殿様（韶邦）御附当分」となり、初出府。
		9月		同本役となる。
万延元年	1860年	7月	43歳	韶邦の家督相続に伴い、「御側御取次」となる。
		12月		芦北郡代当分となる。
文久2年	1862年	閏8月	45歳	阿蘇南郷郡代となる。
文久3年	1863年	1月	46歳	御穿鑿頭当分となる。
		3月		奉行副役となる。
元治元年	1864年	3月	47歳	澄之助（護久）下国につき、本陣跡仕舞を務める。
		4月		良之助（護美）下国につき、本陣跡仕舞を務める。
		7月		南禅寺陣所に詰める。
		9月		奉行副役として、「壬生陣屋御作事御用懸」を務める。
慶応2年	1866年	8月	49歳	「良之助様出京御供」を務める。
慶応3年	1867年	5月	50歳	「若殿様（澄之助）出京御供」を務める。
		11月		奉行本役となり、御用人を兼帯する。
慶応4年	1868年	4月	51歳	奉行として、「若殿様御住居向御作事御用懸」を務める。
		8月		病気により御役御免となる。
明治元年	1868年	10月	51歳	隠居し、之山と改名する。嫡子重三郎が家督相続。
明治2年	1869年	3月	52歳	参政となる。
		9月		参政職廃止に伴い、少参事となる。
		12月		権大参事となる。
明治4年	1871年	4月	54歳	病気により辞職。
明治17年	1884年	(新暦)5月4日	66歳	没

※「先祖附」（永青文庫細川家文書）及び「御奉公附」（『肥後先哲偉蹟』後篇収）により作成。

権の中では、「異色」の存在として認識されてきた。彼自身は、改革前まで藩政主流派（いわゆる学校党）の一員として奉行に抜擢されながら、それまでの政治体制を根底から覆した三年改革後も、表2に見るように、例外的に藩政中枢に居残り続けたからである。表2のうち、☆印を付した者が、藩政主流派のメンバーで新政権に参加した人物であるが、嘉永五年（一八五二）から中老、安政四年（一八五七）から家老に列し、道家よりはるかに格上の小笠原美濃（七郎、旧名は備前）は、ここに名こそ連ねているものの、改革政治の過程における活動の痕跡は極めて小さいので（それは、彼が「家令」兼任であるためだが、その点については後述）、新政権の中における道家の存在の重要性は際立っている。

にもかかわらず、史料不足もあって、改革政治の過程を分析する中で、道家本人が主体的に位置づけられることは、これまで一度もなかった。例えば、大江は豪農層を特に重視するためか、道家を含む藩政主流派には全く関心を示していないし、森田も明治二年（一八六九）七月に発令された藩政府幹部の顔ぶれを一覧して、道家ら「改革派」の少なさを指摘するばかりである。また先述したような改革政治の広がりや深まりに関わる多くの研究成果を十二分に摂取しつつ、さらに新たな史料を掘り起こした上で叙述された『新熊本市史』も、この点には全く言及していない。僅かに、花立が、次のように道家に触れている。

表2 三年改革政権の主要メンバー構成表

職名	氏名	就任年月日	備考
知事	細川護久	明治3年5月8日	
大参事	長岡（細川）護美	明治3年6月1日	
権大参事	有吉（佐々木）与太郎	同上	明治2年7月から大参事
同上	米田虎雄	同上	同上
同上	☆小笠原七郎（美濃）	同上	明治3年1月から家令
同上	☆道家之山	同上	明治2年12月から権大参事
同上	津田山三郎	明治3年5月10日	酒田県知事から転任
権大参事試補	安場保和（一平）	明治3年10月3日	胆沢県大参事から転任
権少参事	☆神山源之助（譲）	明治3年6月1日	前職は目付
権少参事試補	宮村七五三（庄之允）	明治3年6月3日	
同上	☆白木大右衛門（弾次）	同上	前職は監察
同上	☆早川助作	同上	前職は目付
同上	山田五次郎（武甫）	同上	
同上	大田黒亥和太（惟信）	明治3年7月8日	
権少参事心得	牛島五一郎	明治4年（※1）2月2日	
教授 ※2	元田永孚	明治3年12月14日	明治3年6月から侍読
弁務長官 ※3	☆坂本彦兵衛	明治3年6月3日	前職は主簿
郡政局録事 ※4	徳富一敬	明治3年6月17日	後に民政局大属
同上 ※5	竹崎律次郎	明治3年7月2日	同上
病院御用懸 ※6	寺倉秋堤	明治3年8月19日	
同上	内藤泰吉	同上	

○ 『新熊本市史』通史編第5巻近代I（P187）所載の表2を原表とし、西山禎一『熊本藩役職者一覧』等によって補足・修正して作成。

○ ☆印は、藩政主流派の構成員。

○ 原表では、徳富健次郎『竹崎順子』を典拠として、三村伝を民政局大属として記載する。しかし「先祖帳」によれば、三村は明治3年6月に「奉行所録事」を免職になり、明治5年11月に「八代県大属」に任命されているので（花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』P885）、本表では省いた。

※1 原表では、明治3年とするが、これは誤り。

※2 「教授」について、元田は「昼ハ藩庁ニ出、夜ハ内家ニ入り経義ヲ講シ、機務ヲ議シ、内論ヲ承テ文書ヲ草案シ…」と説明している（『国事』P726）。

※3 出典は、「記室日記」及び「熊本藩日誌」（注50参照）。弁務局は、明治3年6月に、「記室」が改称されたもの。原表では、「中央政府官職」とするが、これは誤り。

※4 出典は、『徳富家文書』一（注48参照）。

※5 出典は、『木下助之日記』一（注32参照）。

※6 出典は、「熊本藩日誌」（注50参照）。内藤も同じ。

…(明治三年—三澤注) 六月一日、熊本藩重職の総入替が行われた。従来大参事として藩政を掌握してきた松井新次郎、藪一、また権大参事として実権をふるった鎌田軍之助、住江甚兵衛、井沢伝次、松崎伝助、鎌田平十郎、少参事であった井口呈助、藪作右衛門、村上求太郎、池辺吉十郎、沢村脩蔵らは悉く罷免された。彼らはほとんど学校党、および勤王党の幹部連中であつた。これに代つて、(細川—三澤注) 護久の弟護美が大参事として護久を援けることになり、さらに権大参事には有吉(佐々木)与太郎、米田虎雄、小笠原七郎、道家之山、津田山三郎の五人が任命された。有吉は肥後藩第三家老有吉家の当主で実学党であり、道家も実学党に近かつた。この五人の権大参事のうち、中心になつたのは米田と津田であることはいうまでもないであらう。

ここで花立は「道家も実学党に近かつた」と断言しているが、何の論証もなされていない。道家を、このように認識することは、花立に限らず、多くの論者に共通するものであるが、この表現は、道家が実学党政権に参加したという意味で、あなたがち間違つてはいないが、思想的に「近い」とかという意味で言えば正しいとも言えないだろう。また「五人の権大参事のうち、中心になつたのは米田と津田であることはいうまでもない」という叙述も、いわゆる「実学党中心史観」に基づいた先入観が反映した表現だと言える。この点は、本稿で深く考えたい。

いずれにしろ、道家家文書の「出現」は、このような考察を可能にすると同時に、三年改革を研究するに当たつて、一九七〇年代以降、長く私たちの目の前に立ちはだかつてきた、「史料の限界」という厚く、高い壁を乗り越えるための有効な「足場」となってくれることに疑いの余地はない。本稿では、この道家家文書を活用して、道家之山の立ち位置から三年改革を再検討していくが、それは森田論文以来、実に

四五年振りに、三年改革を政治史的視角から組上に載せることになるとともに、大江論文以来、一貫して受け継がれてきた「実学党中心史観」を克服する試みともなるであらう。

以下、本稿では、明治三年(一八七〇)に焦点を当てて分析を進めていくが、主な登場人物のこの段階での年齢を示しておけば、細川護久が三二歳、その弟・長岡(細川)護美が二九歳、道家之山が五三歳となる。また煩雑さを避けるため、明治初年に限つては西暦を併記しないことにする。

一、もう一つの改革構想

(1) 細川護久帰藩がもたらした影響力の大きさ

三年改革の開始については、例えば森田が「護久が知事に就任するや一挙に藩内首脳人事の入れ替えを断行し」と述べるように、従来から、明治三年五月八日に、細川護久が熊本藩知事に就任したことが重視されてきた。しかし道家家文書からは、護久が東京から熊本に帰つてきた五月二八日から大きな動きが始まっているという事実が浮かび上がってくる。そこで、そのための分析に先だつて、五月から六月にかけての動向を整理しておこう。ちなみに護久が熊本を出発して東京に向かつたのは同年三月三〇日のことである。

【史料一】

明治三年

五月八日、依召参朝ノ処、韶邦致仕、護久家督且熊本藩知事ノ命ヲ蒙ル。(中略)

五月十日、護久、今度知事ノ職ヲ蒙リタル上ハ速ニ任国ニ赴キ改革ノ成功ヲ奏セント乞フ。即日許可ヲ賜リテ十五日参朝、天顔拜謁、殊ニ藩政一新、皇国ヲ興隆セヨトノ論言ヲ蒙リ、且天盃ヲ賜リテ厚ク慰勞シ玉フ。十六日、東京ヲ発シ、廿八日、熊本

到着。直チニ詔邦ニ見エテ、天恩ノ辱キ次第、具ニ陳説シ、詔邦モ畏リテ大祝ニ堪エス、此上ハ一日モ早く我平素ノ志ヲ繼テ、朝命欽奉、断然改革ニ取懸リ、速カニ一新ノ実効ヲ奏スヘキヨシヲ論ス。於是改革順序ノ概略ヲ定ム。

六月朔日・三日両日ニ從四位長岡護美大参事降命ヲ初、此外大小参事黜擄ノ命ヲ伝フ、是藩庁上院ノ役員具ル、改革ノ手下スノ初ナリ。

これによれば、五月八日に、朝廷から前藩知事細川詔邦の致仕と、護久の藩知事就任の許可が下り、一〇日に護久が帰藩の許可を得て、一六日に東京を出発、二八日に熊本に到着していることが分かる。²⁸⁾護久は即日、兄の詔邦にこの間の経緯を報告し、直ちに人事構想を中核とした「改革順序ノ概略ヲ定」める作業に取りかかっている。その結果を家中に対して六月一日と三日とに分けて発表し、これをもって「改革ノ手下スノ初ナリ」としている。

本稿が注目したいことは、この時点から六月末にかけて行われる改革政治の方針確定作業の内実である。なぜなら従来の研究が、明治二年秋頃から改革の気運や具体的な動きがあることを指摘しながらも、あたかもその経緯が一直線であったかのように理解し、最終段階に位置するこの作業の政治的意味を考えてこなかったからである。しかし道家家文書の「出現」によって、この作業の内実を垣間見ることができるようになった。その要点は、護久が帰藩する前に国許で、藩政主流派が作成していた改革案と、実学派が主導して作成していた改革案との比較検討作業であったと考えられる。

(2) 国許で作られた改革構想

細川護久が、明治三年五月二八日に東京から帰藩する前に、国許で練られていた改革構想の一端を知ることができる史料が、道家家文書

に残された次の史料である。

【史料2】

木下助之允義、過日出坂被仰付、近々摂州行可致相考申候処、同人儀者今般御大变革被為在候時ニ膺り、昨日も略御相談も有之候、会計局之機務、専ラ取扱ヒ候様被仰付候而者如何程ニ可有之歟、貨財融通之事務者我輩実ニ存不申候間、其人其職ニ適スルト適セサルト八家令(令部)等ニ御相談之上御決定可被成候、然ル処近日伝承いたし候得者、竹添(通部)以下之書生等ニ至ル迄同人より百方説論、彼是尽力等仕居候様ニ御座候間、旁出坂無之方可然ト致愚考候間、明日出席之上、御相談ニ覃ヒ可申候、先者要事迄早々申入候、餘者期面尽候、不一

五月十三日

(長岡護美)
從四位

道家権大参事

侍史³⁰⁾

この史料は、明治三年五月一三日付の道家之山宛長岡(細川)護美書翰である。年代比定は筆者によるが、書翰冒頭から登場する木下助之允(後に徳太郎・助之)が、同年一月に会計局主計に任じられ、七月に免じられている事実からして、明治三年以外には考えられない。³¹⁾なお差出人については、この段階の熊本藩関係者で、「從四位」を名乗ることができる人物には護久・護美兄弟がいる。しかし護久は五月一三日にはまだ東京にいたのだから、時候の挨拶を欠き、いきなり本題から書き始める、いかにも火急の要件を記したこの書翰を、この当時、熊本にすることが確実な道家に送ることはできないため、護美だと判断した。

この書翰で、護美は道家に対して、木下助之允への「摂州行」の命令を撤回し、「昨日(五月一二日)も評議の対象となった会計局の

「機務」の専任担当者にしてはどうか」と提案している。木下は長く玉名郡内の地方役人を務め、義父初太郎とともに、藩領内全体の民政リーダー的存在であった人物である。彼は、元治元年（一八六四）九月に「御勘定所根取御雇当分」に任じられて以来、玉名郡民政（内田手永惣庄屋・南関手永惣庄屋）と藩政（時習館訓導助勤・産物方元扱）との間を歩き来しながら、明治三年一月に会計局主計に任じられている。⁽³²⁾ 木下の日記には、明治三年四月二〇日条に「大坂詰被仰付」とあるから、藩会計局は、榎方御用懸・紙楮御取締御用懸・石炭掘方御用懸等を歴任し、明治二年七月からは産物方元扱を勤めていた木下を大坂蔵屋敷に派遣しようしたのである。その一方で、護美は領内民政に精通し、藩政の経験もある木下を手許において、来るべき藩政改革で十分に活用しようと考え、道家に相談したのである。

この史料中、「竹添以下之書生等二至ル迄同人より百方説論」と述べられる「同人」が直前に出てくる「七郎」（小笠原）を指すのか、木下を指すのか、判断が難しいが、護美は、「同人」が百方説論した結果、竹添ら書生たちも協力することになったようなので、大坂には行かせない方がいい」と述べているので、ここでは木下を指すものと考えておきたい。ここで出てくる「竹添」は、後に明治政府の外交官として活躍する竹添進一郎のことであるが、この「同人」を木下だとする判断が正しければ、木下の影響力は、惣庄屋を中核とする民間社会レベルに止まらず、竹添ら少壮藩士レベルにも及んでいたことになる。竹添は幕領天草出身だが、熊本藩の碩儒である木下鞞村（助之允の実兄）に入門し、その才能を見い出されたことを契機に、文久三年（一八六三）に藩に召し出されていた。⁽³³⁾ 【史料2】が書かれた段階で、竹添は時習館訓導助勤を勤めていたが、護美の構想の中では重要な役割を果たすことが期待されていたらしい。竹添と木下とは、ともに時習館訓導助勤を勤めているから、その時に接点を持ったのであろう。

ところで、この書翰の中で、護美は自分は「貨財融通之事」に疎いと言っているが、それは当然のことと、その疎さの度合いは護美も、小笠原・道家も同程度であっただろう。なぜなら熊本藩に限らず、近世中後期以降の多くの藩では、民政はその実権を地方役人たちに委託して実施・運営されてきたからである。特に熊本藩は、宝暦・安永期（二七五―一八〇）の藩政改革を契機として手永と呼ばれる中間行政機構への実権委任を本格化させ、享和三年（一八〇三）の請免制（いわゆる定免制のこと）の採用によって、年貢徴収の安定化と引き替えに、手永に、より大きな権限を委譲した。そして請免制によって、藩政府への上納額（藩財政）が固定化されたため、それ以後、手永備（会所官錢）が形成されるようになった。⁽³⁴⁾ その内実を、天保一四年（一八四三）段階で見ると、前者が約四〇万石であるのに対して、後者は約五三万石となっている。⁽³⁵⁾ 維新変革の波に決定的に乗り遅れた熊本藩にとって、藩政改革によって、藩の名声を高めることは至上命題であったから、この機会に手永備と藩財政との連関性を強めることは必要不可欠の課題であった。そこで白羽の矢が立てられたのが、領内の地方役人たちのリーダーとして、手永備の実態を知り尽くし、しかもその実務能力の高さが藩政中枢部にも知られていた木下だったのである。⁽³⁶⁾ その木下は、「大坂詰」を命じられた後、五月一八日の日記に「臥病」と記し、回復後、初出勤した六月一二日に「大坂詰御免之御達」を受け取っている。⁽³⁷⁾

こうして木下は、本格的に民政の改革に取り組むことになるが、このことを考える上で、木下の義父木下初太郎（坂下手永惣庄屋）が、河瀬安兵衛（池田手永惣庄屋）とともに、明治二年一〇月に、それぞれ知行を増増され、「御惣庄屋根方」に就任していることは大きな意味を持つだろう。この就任が、今後、藩政を改革していくに当たって、惣庄屋集団の中に「主二成候者」が必要だという藩政府側の認識に基

づいた措置であったことから、筆者は、この措置を、惣庄屋の「藩官僚化」と評価したが、明治三年に入って、藩政府はいよいよ木下家を媒介として、領内民間社会を自らのコントロール下に置こうと画策していたのである。

次に、【史料2】と同じ頃に作成されたと見られ、改革後の人事案について書かれた道家之山宛長岡護美書翰を掲げたい。

【史料3】

神山源之助

早川助作

右両人儀、坐班式其他諸御規則筋取調候様、御内命有之度

坂本彦兵衛

右者、前文主二成り取志らへ候様可被仰付歟

浅井新九郎

右者、今日御当務、公私繁然ト取調置候様可被命歟

御改革御手順之義、第一名分ヲ正フシ、第二旧弊ヲ一洗シ、第三

富強一般之御大变革、右之面々御用取調之儀、御同考二候ハ、

今日中二君上(細川留邦)より御内命有之候様被取計度候、尤彦兵衛儀ハ御手

許二而可被申合候

従四位(長岡護美)

之山殿①

この史料は、護美が、これから断行することになる改革政治の大義名分と手順とを明記した上で、具体的に四名の氏名を挙げ、彼らを新政権に参加させたい旨が書き記されている。極めて重要な新出史料であるが、残念ながら月日の記載がない。しかし護美は、五月二八日の兄護久の帰藩後は、同じく「従四位」である兄に遠慮して、これを差出名としないこと、かつ六月一日に大参事に就任してからは「大参事」を差出名として用いることから、この史料は護久の帰藩前、具体的に

は先述した国許構想がほぼ固まった明治三年五月中旬から下旬にかけて書かれたものだと推定できる。

表3は、この史料に氏名が出てくる四名の人物が就いていた役職を、慶応年間以降に限って整理したものである。これを見ると、彼らは目付・奉行副役のように藩政要路につながる役職に就いた経験を持つ者であることが分かる。また領内の民間社会との接点になる郡代経験者がいること、「若殿」時代の護久の近習を務めていた者がいることも注目値する。ちなみに佐式

は先述した国許構想がほぼ固まった明治三年五月中旬から下旬にかけて書かれたものだと推定できる。

表3 史料3に登場する人物の主な経歴

氏名	家禄 (慶応3年)	役職	在職期間	備考
神山源之助	100石	若殿近習	慶応2年8月29日～慶応3年11月	「若殿」は細川護久
		郡代	慶応4年8月21日～明治2年4月18日	任地は芦北郡
		目付	明治2年4月18日～明治3年6月	
早川助作	150石	穿鑿役	慶応2年12月11日～明治1年10月6日	
		郡代	明治1年11月8日～明治2年3月21日	任地は芦北郡
		奉行副役	明治2年3月21日～明治2年9月24日	
		郡代	明治2年9月24日～明治3年3月18日	任地は玉名郡
坂本彦兵衛	100石	目付	明治3年3月18日～明治3年6月	
		奉行所佐式役	文久2年11月25日～明治2年10月18日	佐式役は「主簿」と改称
浅井新九郎	擬作100石 ※	近習次組脇	慶応3年2月20日～慶応3年12月9日	
		奉行副役	慶応3年12月9日～明治1年12月10日	

西山禎一『熊本藩役職者一覧』及び同『熊本藩藩士便覧』より作成。

※「擬作」は、土地を与えられないが、知行取と同等の給付を受ける武士のこと。浅井家の家禄は150石だが、新九郎は、父廉次が致仕する前に取り立てられたために擬作とされたと見られる。但し、明治2年12月に、全藩士の知行が公取され、以後、廩米給与となっている。

役の「佐式」とは「補佐」の意で、熊本藩では大奉行が束ねる奉行所内の機密間に配置された書記局長のような役目であった。そのような彼らは当然、藩政主流派の構成員であった。

こうして見てみると【史料3】は、新政権に参加するメンバーのうち、藩政主流派の面々について触れたものだとということが分かる。彼らについては護美が、道家と相談して人選することになっていたのである。この史料と表2とを比較すると、新政権には浅井が人選洩れして、代わりに白木が入っていることが分かる。白木も側取次や郡代の経験者である。このような人選作業は、実学派サイドでも、並行して進められていたと見られる。

表3で見たように、彼らは藩政主流派の中でも将来を囑望された藩士たちであったから、ここに記された「御改革御手順之義」、すなわち第一に「名分ヲ正フ」すること、第二に「旧弊ヲ一洗」すること、第三は「富強一般」を十分に理解し体得しているかが、特段に問われることになった。その意味で浅井が人選から洩れたのは、彼が明治二年二月に、奉行副役として、護美の関東出張に随行した際、維新政権から貸し付けられた軍資金の取り扱いをめぐって、「重畳不行届」と認定され、「逼塞」が申し付けられたことが影響しているのかもしれない。また改革に際して、彼らに与えられるはずだった役割が、家臣団編制の根幹を形成する「坐班式其他諸御規則筋」の改定に関することであつたことも興味深い。家中の統率は彼らに担当させ、民政は木下らに任せようとする姿勢がはつきりするからである。

ところで、このような国許における改革構想は、明治三年五月半ばまでにはほぼ完成していたと思われる。その証拠として、次の史料を挙げるができる。

【史料4】

梅霖日々不耐閑候、扱今日出席可仕相考居候処、今日も御用無之

と相考申候間、出席不仕候、尤御用も候ハ、一寸書中を以可被申越候、病後風雨ヲ厭ヒ候様子無之候条、御用次第罷出可申候、知事様御帰藩迄者迎も閑と相考申候間、時々出席可仕候、早々不（明治三年）

五月廿一日

従四位（近衛家実）

道家権大参事

侍史④

この書翰で、護美は、明治三年五月二日段階で、道家に宛てて、「仕事がないから、今日も出仕しない」と書き送っているのである。護美や道家らは【史料2】が書かれた五月前半には評議を繰り返していたから、この時期に「仕事がない」ということは、国許構想が練り上げられ、前藩知事である韶邦の内諾も得て、後は新しい藩知事の護久の裁可を待つばかりであったことを物語っているだろう。

この国許構想において、特に重要な課題となる民政に関しては、木下父子に代表される地方役人層を藩政府に登用するつもりであったことは、近年、発信力を高めつつある熊本藩をフィールドとした領国地域社会研究⑤と三年改革との接点をはつきりと見えてきて、大変興味深い。その成果を踏まえれば、この国許構想においては、手永制は再編されることはあつたとしても、現実に三年改革で断行されたように全廃されることはなかったと思われるが、この点は、次章で検討していきたい。

二、改革政治の中の道家之山

(1) 国許構想の挫折

しかし、この国許構想は、東京で維新政権中枢部や、諸藩の藩主や執政たちと直接・間接に接触してきた護久には「生ぬるい」と感じられ

たに違いない。そのため護久は、帰藩後、国許構想に大幅な改変を加えたのである。その改変の主対象は民政部門であり、木下の登用が反故にされると同時に、彼のプランは破棄され、明治三年七月から八月にかけて、惣庄屋・手永会所・会所役人が矢継ぎ早に解任され、ついに八月二三日に手永が郷と改称されることとなった。

だが、なぜこの国許構想は、今回の道家家文書の出現まで知られることがなかったのでしょうか。筆者は、その要因を、徳富健次郎（蘆花）『竹崎順子』の影響が巨大であったことに求めたい。蘆花は、大正一二年（一九二三）の時点で、自らの実父（徳富一敬）と伯父（竹崎律次郎）とを主人公にして、「肥後の維新」の準備過程を生き生きと描写した⁽⁴⁶⁾。人口に膾炙した名文なので、ここでの引用は控えて、この描写が明治二年秋のこととして描かれていること、大江論文以来、筆者を含む全ての論者が三年改革の出発点として、このエピソードを定置し、かつ最大限に重視してきたことを確認するに止めよう。しかし近年、筆者の検討により、このエピソードには、約半年間の時間的ズレがあることが判明した⁽⁴⁷⁾。その根拠となったのが、次に示す徳富一敬の記録である。

【史料5】

明治三年四月熊本出懸船中ニ而発病、松橋ニ而二週間計養生、熊本内藤方江寄宿、病後保養トシテ横島竹崎方江滞留、五月初より下旬ニ至、此処ニ而改革之上書しらへ、六月二日実ト学ト政府吏員打替有ル故、右上書携帶出熊、差出候而自分ハ帰水、十三日御用有申参、十六日御用申渡ヲ受、十七日より出勤、廿三日大評議、廿四日護美公より賞言⁽⁴⁸⁾。

この史料によれば、明治三年四月、水俣から船で熊本を目指した徳富一敬は、船中で発病し、松橋で船を下りざるを得なくなった。その後、熊本城下で医業を営んでいた、同じく横井門下の内藤泰吉宅に寄

宿し、その「病後保養」として横島の竹崎屋敷に向かったことになっている。そして徳富はほほ五月一杯、竹崎と協力して「改革之上書しらへ」を行っているのである。これが徳富一敬自身の、しかもリアルタイムで記された記録であることを踏まえれば、こちらの方が歴史的事実であることは動かしがたい。蘆花が、明治二年秋の収穫期のこととして描いてみせた二人の話し合いは、実際は明治三年の田植えの時期に繰り上げられたことがはっきりする。

この史料からは、徳富と竹崎が協力して明治三年五月に作成した改革案を、徳富が六月初旬に藩政府に提出して、一度、水俣に戻っているうちに、六月一三日に藩からの召喚状が届き、一七日から藩役人として出勤し始めたことが分かる。先に見たように、五月段階の護美や道家らは、民政改革を木下に任せようとしていたのだから、彼らが徳富らにも計画立案を依頼するとは考えられない。しかし徳富らが何の情報も成算もなく、全く自主的に、蘆花が描くような複雑な作業に積極的に取り組んだとも考えにくい。しかも【史料5】には、はっきりと「改革之上書しらへ」と記されているから、彼らには、米田や津田たち、すなわち実学党のラインから情報提供や依頼があったと見るべきだろう。新政府の人事登用案が二系統で進められたように、民政改革案も二系統に分かれて立案されていた可能性が高い。

従来までの全ての研究は、蘆花が描いたこのエピソードを下敷きにしていたため、明治二年秋に、藩政府が直接、徳富・竹崎らに改革政治における民政面の政策立案を命じていたと思ひ込み、これとは別個の民政改革案が存在するとは考えてもみなかったのである。先述したように、木下が明治三年七月に会計局主計を免じられるのは、木下構想が徳富・竹崎構想に敗れた結果であり、その勝敗が決められたのが【史料5】に出てくる六月二三日の「大評議」の場であったと言える。

これまで筆者は、この「大評議」について、「明治三年 藩庁日誌」

や「熊本藩日誌⁵⁰」をはじめとする永青文庫史料には出てこないこと、文言として出てくるのは『肥後先哲遺蹟』後篇所収の徳富の自伝⁵¹のみであることから、その存在を疑問視して直接的な言及を避けてきたが、同じく徳富自身に関わる史料とは言え、一次史料としての【史料5】の中でも触れられているため、考えを改める必要が出てきた。この自伝の中で、徳富は、この「大評議」について、「同月（六月―三澤注）廿三日城中に於、耕地宅地租税改正之大評議有之、小楠翁在世之持論、正租迄にて諸掛雑税解放論、一敬提出、決断に相成候事」と述べているが、その存在が確実視された以上、このことが他の史料によって、より客観的に裏付けられる必要がある。

この点について、木下は自らの日記の六月二日・二三日条に、次のように記している。

【史料6】

廿二日 昼御城二而、知事様^{（奥人）}・従四位様被召出、晩方、於御宮内、御両所様方被召出、七郎殿^{（小宮殿）}・之山殿^{（道楽）}・早川方一同也。

廿三日 於御城、庁府主計五人、郡政局共録事六人被召出、御用談被仰付。下り方主計・録事、早川方行。夜二人、朝ハ自身専人早川方行。白木方も見ゆる⁵²。

二三日条の「庁府主計」は、主計という役職名から会計局主計だと判断されるが、とすれば、六月二三日に藩政府内では民政方針をめぐる大がかりな検討会が行われており、そこでの検討対象が会計局案（木下案）と郡政局案（徳富・竹崎案）とであることが、本史料からはっきりする。しかも木下は、その前日、二度にわたって藩政府首脳部との話し合いを行い、その場には道家がいたことも分かる（同様の話し合いが、徳富・竹崎側でも行われていたかどうかは不明）。

会計局は江戸時代の勘定方、郡政局は郡方であるから、「大評議」ではこの二つの部局が推す二つの民政改革案が審議され、その結果、

郡政局案が採用されることに決定したのだ。この決定について、木下は日記に何も記していないが（そもそも彼は六月二四日から二八日まで日記を書かない）、【史料5】で、徳富が「廿四日護美公より賞言」と記しているから、疑いの余地はない。そしてこの決定を経て、七月一二日に、権少参事（試補も含む）の任務分担が、「刑法・軍備」は神山、「神事・学校」は白木、「民政・会計」は山田と決められ、さらに郡政局が民政局と改称された。山田は実学党の主力メンバーだから、仮に会計局案が採用されていれば、この役割は藩政主流派の誰かに割り振られたはずである。この間の木下日記を見ると、早川助作と頻繁に連絡を取り合っているのが、それは早川であつただろう。

ところで、木下構想と徳富・竹崎構想とについて考えようとする時、重要な示唆を与えてくれる素材が、木下が、明治三年一〇月から、藩政改革を指導するために唐津藩に派遣されている事実である。池田勇太は、維新时期における諸藩の民政改革が、一様に江戸時代の旧民政を否定し、領主権力がここに直接介入しようとする動きを重視し、木下助之允の民政論を分析する論文を発表している。池田は、その中で唐津藩の藩政改革について、「木下は民政の職掌を定めて官員を減らし、会計の標準を立て、藩債・楮幣の二十年消却の計画を立案したほか、民政を寛にする方針を立て、『百姓の難儀に成候事』として諸掛物を免じ、楮皮の定値段・定貫数を解くなどして約一万四千両を減税した。／＼郷村の変革では、明治三年十一月、大庄屋・庄屋を廃止して里正・与長を設置した⁵³」と述べている。

この二つの藩において、近世期の民政を支えた基盤が異なる以上、木下が熊本藩で構想していた改革案が、これと全く同じであつたとは言えないが、時期が接近していることもあり、基本線は同じだと言えるだろう。確かに、民政を寛にする方針を立てること、諸掛物を免じること、地方役人組織を根底から組み替えることは、熊本藩の三年改

革と共通している。むしろ藩債の消却計画を立てたり、楮皮生産の規制緩和を行った上で減税を実施している点は、唐津藩の方が熊本藩よりも堅実な改革案だと言えよう。熊本藩も三年改革で、津口・陸口運上の廃止、大豆の搾油許可、櫛專売制の廃止等、様々な封建的な経済規制の緩和を断行しているが、約九万石（一石＝一両として、約九万両）の減免は、改革スタート時の七月一七日に発せられているから、このような規制緩和策を展開した結果として実施されたものではなく、手永備（会所官錢）を藩政府に集中することを見越した上での措置だったと考えられる。⁵⁷⁾

この年貢減免（減税）の基盤となる財源の違いが、徳富・竹崎案と木下案との違いであり、それは両者の手永制の改変度合いに関わる考え方の違いを表していると考えられる。筆者はかつて、横井小楠が手永制批判を展開していたことの意義を考察したことがあるが、先の「大評議」の場で、徳富が「小楠翁在世之持論」を主張している点から見て、実学派は、民政は中間団体に委託して行うものではなく、領主権力自らが責任をもって実施するべきものだという認識から、手永制解体を要求していったと思われる。

一方、木下案の中身は未だ不明で、現段階で具体的な論証を行うことができないが、木下の義父初太郎が手永制の解体を批判的に見ていたという間接的な証拠を提示することはできる。木下初太郎は、手永制解体の推進者であった実弟竹崎律次郎に宛てた八月一日付の書翰の中で、次のように述べている。

【史料7】

一、当今民間之模様、雑税を被省候儀者一統如解倒懸難有かり候儀者申迄も無之候処、傍二者農家ニして末業ニ移候儀も不苦、或ハ御制度も被廢、馬ニ乗候儀を被免候など非常之寛典、御布告ニ付而者百姓之世中ニ相成候と唱、暫時儉素之風拂地、忽酒屋々々

売切、降照傘・舶来縮緬杯買寄、睨とて御年貢も拂不申、貧家等者却而難決を重候勢ニ而迷惑加り候者も不少哉ニ唱申候事

一、昨今庄屋・会所役人中近々被免候覚悟いたし、勤向者手二付不申、渡世方之工面専ニ而、御改革専安之折柄、郡村之成行二日を付候者ハ無之様子ニ相聞、下々之者所詮鬼之留守ニ而我儘を働、法制・禁令及廢地、後日難取返事ニ成行可申勢ニ相見候間、一刻も在役人之進退治定之儀付候而、面々安堵いたし御一新之機会ヲ失不申、差入相方官民各其処を得候御政令を被極度之事一、権少属之面々、手永手永受持なしニ而寄合勤之様子ニ候処、右之通ニ而者当座之軽事・急迫之事柄、所分を衆議シ、即埒を付候方ニ取候而者得便利可申歟ニ候得とも、一手永之利害得失、永久ニ亘候仕法筋等、身を委取起候事件ニ至候而者余所事ニ成行、或ハ銘々当座、人之意外ニ至候珍説を主張いたし、後来之弊害を不省事柄など行れ可申哉と竊ニ相考申候事

一、上下尊大卑屈之旧習を脱候様ニと之御主示者重疊恐悦之事柄ニ候処、万一ハ在役人之威嚴劣り、悪民之驕悍不可制御ニ至可申恐不少候、況此中方之節、村と村と之喧嘩且乱暴を制候ニ其萌相見候ヶ所段々為有之由ニ承申候事⁵⁸⁾

この史料の中で、惣庄屋としての豊富な経験を持つ木下初太郎は、百姓たちが雑税免除に沸き返っている状況下で、密かに、しかし確かに進展しつつある地域社会の秩序崩壊の様相を、極めて具体的に実弟に報じている。この年の収穫期には、極上の品質が求められる大坂登せ米のうちの「手本見せ米」に関して、手永による支援がなくなったため、村側がそのための特別な作業ができないとして、その上納を断つてきており、彼が指摘した秩序崩壊の影響は、他ならぬ領主財政を直撃することになっていった。

郷村の仕組みの改変については、近世後期においても頻繁に「寄せ

村」(合併)が行われ、その度に庄屋の減員が実施されていたから、惣庄屋として、その指揮を執っていた木下初太郎も、そのような方向性で手永制が編制替えされることについては了解の範囲内であったのだろうが、惣庄屋や会所役人が一斉に解任されるに至って、批判的立場を明確にしたのである。

いずれにしても、木下の新政権加入は拒まれ、彼の改革案が熊本で実現されることはなかった。明治三年の暮を迎えて、彼は、その時の気持ち、次のように綴っている。会計局主計時代の彼がどのようなことをしていたのかも分かる貴重な史料である。

【史料8】

一、主計にありて府在穀類之融通を被禁置候を解、大ニ流通いたす
一、おなし金と預と引替不相成、大ニ迷惑ニ至居候を解、国内其苦
を忘るゝにいたる

一、国計を立てんとして果さず、免職
一、田里ニ帰りて近隣之子ニ読書・習書をはしむ

一、十月廿七日より唐津に行、此行や同藩知事公方(漢委)従四位公江之御

談越ニ付被差越、御一新之手伝なり(後略)

この史料から、木下は明治三年前半から、穀物流通を促進する仕組みを整えたり、正金と藩札との引替を解禁したりする政策を実施し、着実な成果を挙げることが分かる。その成果を十分に踏まえて立案したプランが、六月二三日の「大評議」の場で否決され、玉名郡に帰り、寺子屋の教師をしていた時、唐津藩派遣の話が舞い込んだのである。

(2) 改革政治の中の道家之山

表2に見える人員のうち、幕末維新期に奉行(副役も含む)以上の執政経験がある者は、小笠原と道家を除けば、世襲家老家出身の有吉

与太郎(本名は将監)と米田虎雄、それに津田山三郎であるが、有吉と米田は断続的に任用されることが多いことに加えて、江戸(東京)・京都に派遣されている期間が長いし、津田が奉行を務めていたのは明治二年三月から七月までの四ヶ月間に過ぎない(その後は、酒田県権知事)。しかも三年改革当時、小笠原は家令職を兼務していたから、文久三年(一八六三)以来、途中、京都藩邸勤務も差し挟みつつも、一貫して執政職を務めていた道家が、新政権内において担っていた役割は非常に大きいものがあつた。しかしその道家は、明治三年秋頃から病気を理由に出仕しなくなってしまう。【史料9】と【史料10】とは、そうした道家に宛てて、藩知事護久と大参事護美とが書き送った見舞い状である。

【史料9】

今日者雨ニ相成候処、秋取之際袴乍晴候、扱過日以来御所労之旨致承知居候通ニ候処、今般東京より一平(安通)帰藩ニ付、禄制・官等等庶事御評議ニ相成候ニ付、申入候ニ茂及不申候得共、御甘キ次第早々御出仕被成候様致希望候、早々不一

十月五日(明治三年)

従四位(漢委)

道家権大参事

侍史(漢委)

【史料10】

其後御病痾如何ニ候歟致拜承度候、最早禄制・兵制等御相談御取かかりニ相成候間、実ニ大切之折柄、一日も早く御出勤無之候而者当惑之至ニ存候ニ付、押而も両三日中より御出席被成候様致渴望候、知事様も日々其御沙汰被為在候程之儀ニ付、早々御出席可被成様致懇禱候、早々不一

十月十五日(明治三年)

道家権大参事

(民間表)
大参事用事⁶³

【史料9】で、護久が「今般東京より一平帰藩二付」と述べているのは、明治三年一〇月、安場保和（一平）が胆沢県大参事を辞して、本藩の権大参事試補として帰藩したことを指している。安場は、既に明治二年一〇月頃から東京の情報を熊本藩重役たちに報告したり、同年一二月一日に有吉与太郎が大久保利通邸を訪問する際にも同道しているから、彼が熊本へ呼び戻されることは自然な流れであった。そして安場が東京から持ち帰った最新の政治情報をもとに、「禄制・官等庶事御評議」が本格化したのである。

しかしその評議の場に道家がいなことを、護久も護美も非常に不安視していることが、この二つの書翰から判明する。特に護美書翰からは「実二大切之折柄、一日も早く御出勤無之候而者当惑之至ニ存候二付、押而も両三日中より御出席被成候様致渴望候」と、彼が、道家不在のまま、禄制や兵制など藩政の根幹に関わる重要事項を決定しなければならぬことを極度に心配している様子を読み取ることができ

る。その後、道家は出仕を始めたようだが、その頃には護久・護美兄弟、特に護美は、次の史料に見るように、道家と心情的に距離を置くようになっていた。

【史料10】

日々快晴大慶仕候、扱昨日大久保一蔵(利通)より書翰到来候間則差出可申処、今日者藩廳ニ而入用有之候間、其中御一覽可被成候、然ル処如此形勢、如此之書状も到来仕候処ニ而、得斗相考候得者其俣安座し而一藩無事日ヲ送り候訳ニも決而無之、追々三月頃者知事様も御上京被為在候事ニ付、唯今より御先キ立ニ参事之中一人被

差立可然と相考申候、今朝休也・東野(元田本)も其旨同案ニ而罷越シ、頻リニ申出も有之、旁前文之通相成候而可然被相考申候、御賢考も候ハ、御返詞可被成候、早々不一

七
日
(明治四年二月)

(民間表)
大参事

道家之山殿

侍史⁶⁶

この史料は、明治三年一二月一八日から二八日まで、岩倉具視が勅使として鹿兒島藩を訪問していること、これに合わせて大久保利通も明治四年一月三日まで鹿兒島城下に滞在していることを踏まえれば、明治四年一月七日付の道家之山宛長岡護美書翰と判断することができ

る。この書翰によれば、護美は、大久保利通からの書翰に刺激され、「得斗相考候得者其俣安座し而一藩無事日ヲ送り候訳ニも決而無之」と思うようになり、三月に予定されている護久の上京に先だつて、権大参事のうち一人を上京させようと考えるに至った。【史料9】【史料10】が書かれた一〇月段階では、頻りに道家の意見を求めていた護美であったが、ここでは下津休也（明治二年二月まで大奉行）や元田永孚らに支えられて、自らの意思を決定し、道家には「御賢考も候ハ、御返詞可被成候」と素っ気ない態度を取っている。

このように護美の気持ちを大きく動かした大久保利通書翰は、次に示す史料である。

【史料11】

以寸楮拜啓仕候、残寒之砌益御安祥被成御奉職奉敬賀候、此節莊村一郎殿態々御使御差立、西郷吉之助江御投書被示聞趣承知仕候、勅使御下向之御旨趣者從三位(高津久志)闕下江被為召候恩命ニて誠に恐縮之至、就而者不待駕して直に拜趨可仕候処、生憎從三位事長々之所勞ニて只今にても平臥罷在候容体故、不得止暫時御猶予奉願、春

中上京之御請仕候次第に御坐候、仍而勅使にも御発駕相成候ハ、西郷大参事初僕等も随従、不日出立上京之筈に御坐候、朝廷上之処も内外不容易時体、御復古之基本も御確定に不至、不一方御配慮方被為召候二付、全藩を以今一層為朝廷努力犬馬之勞を致し候筈に尚又方向一定仕候、就而者隣地之訳にも有之、此末益協心戮力、為邦家励精仕度厚御依頼申上候、御依頼とハ御根本御屹立、此上皇国前途之処に御注意、御柱石に被為立、御藩を御引立被下候様千祈万禱仕候、委曲者莊村殿江御咄申上置候二付御聞取被下度候、西郷方尊酬可申上候処、不図所勞に有之、小子方右拝復迄早々如此に御坐候、謹白

十二月廿八日^(明治三年)

長岡大参事殿⁽⁶⁹⁾

大久保利通

この史料によれば、護美は、莊村一郎（助右衛門）を使者として、鹿児島藩への勅使派遣の目的を尋ねる西郷宛の書翰を送っており、これは大久保が疲労気味の西郷に代わって護美に書き送った返書であることが分かる。大久保が、鹿児島藩は「全藩を以今一層為朝廷努力犬馬之勞を致し候筈」だとした上で、熊本藩も「此上皇国前途之処に御注意」をして、護美に、その「御柱石」になってほしいと語りかけているのである。この大久保書翰に接した護美が、【史料11】で道家に宛てて、「得斗相考候得者其俣安座し而一藩無事日ヲ送り候訳も決而無之」と書いた心情がよく理解できる。

道家と護美との気持ちが次第に離れていった背景には、あくまでも「御家（細川家）第一」と考える道家と、これからはより一層、朝廷（維新政権）のために尽くさなければならず、そのためには細川家や熊本藩を投げ打つことも厭わないと考え始めた護美との間の溝があるだろう。そして事態は、ますます道家を不快にさせる方向へと進んで

いった。この動きは、【史料12】の日付と同じ日に、西郷隆盛が安場保和宛に書いた書翰の追伸部分から判明する。

【史料13】

追啓上尊藩御変革之始末、岩倉公方御尋御座候二付、此節御変革二付て者、第一君臣御合体にて朝廷御為二藩屏之職掌ヲ被為尽候御趣意ヲ以、万事御仕向相成、只我一国を利するとの意更々無之候而、帰着する処必善国と相成候外無他、大抵変革之事二於者其趣意にて政事之善悪、人民之向背相定事二候間、細事ハ不入御聴候而可宜旨申上候処、余程御満悦之御事にて御座候間、乍余事任序卒度申上置候⁽⁷⁰⁾。

この書翰で西郷は、安場に対して、岩倉に「熊本藩の藩政改革がうまく行っており、そのことが朝廷の前途にとっても必ずいい結果を生み出すであろう」と伝えておいた、と述べている。その書きぶりは「只我一国（熊本藩―三澤注）を利するとの意更々無之候而、帰着する処必善国と相成候外無他」と、改革の成果を手放しで賞賛するものである。さらに岩倉には、このように改革の基本方針が確立すれば、自然と「政事之善悪、人民之向背」も定まってくるから、明治天皇には細部までは報告しなくてもいいだろうとも進言してくれており、それに対し、岩倉は「余程御満悦之御事」だったと書かれている。

【史料12】と【史料13】の書翰は、年末年始を挟んで、護美が【史料11】を書く直前に、それぞれ護美と安場の手許に届いた。そして護美は【史料11】を書いた後に、安場から【史料13】を見せてもらったか、その内容を聞かせてもらったらしい。安場は西郷書翰を入手し次第、可及的速やかに護久か護美かに報告するだろうから、護美が【史料11】を書く前に、その報告があつていれば間違いなく、この西郷書翰にも言及するはずだからである。それほど西郷書翰は、大久保書翰よりも、熊本藩の重職たちにとってインパクトが大きいものであった。

この推測を裏付けるように、護美は、翌一月八日付の安場宛書翰で、次のような頼み事をしている。

【史料14】

今夕者道家之山殿呼寄、得斗論判仕候決意ニ候処、西郷大参事より御手許迄来状之端章等披閱ニ相成候ハ、愈以方向一決之埒ニ至り可申相考申候間、此文箱ニ御投与可被成様致依頼候、明朝早速御返却可申候

この史料によれば、護美から【史料11】の書翰をもらった道家は、直ちに反対の意思表明をしたらしく、翌八日夜に、護美と道家との「論判」が行われることになった。この「論判」の当日、護美はその場に、安場宛に届いた西郷書翰があれば、道家の反対論を論破できると考えたのである。結局、東京行きメンバーは、元田・安場と大田黒亥和太とに決まり、彼らは一月一七日、東京へ向けて出発していった。

道家が出仕していない間、護美の周囲を、下津・元田・莊村・安場・大田黒といった実学党メンバーが固めるようになっており、元から実学党寄りであった護久とともに、いわゆる「自主的廃藩」の主張を行うようになる。明治四年三月に、護久は藩知事辞任願を、護美は大参事辞任願を、それぞれ提出することになるが、その背景にある兄弟の思惑については、拙稿に譲ることにする。

むすびにかえて

(1) 道家之山の「遺言」

道家之山は、三年改革の準備段階からスタート期にかけて、新政権の大黒柱として、護久・護美兄弟から厚く信頼されていた。新政権の中には、藩政実務の経験が浅いメンバーが多かったから、それは当然

のことであったと思われる。しかし日を置かずして、道家は、この改革政治に懸念を抱くようになる。明治二七年（一八九四）四月に、護美が三年改革を振り返って「色々説はあるけれども、皆な目の明いた者は、連合してやらうと云ふ事になつた」と回顧していることから分かるように、その原因は人間関係ではないだろう。五〇代に入ってから一度は致仕していたものの、特に請われて、再び要職に就くことになった道家は、七月に坐班式が大幅に改定され、九月に熊本城廃棄が願われ、一〇月からは熊本城内、特に天守に庶民が見物に押しかけるという矢継ぎ早な改革そのものに嫌気が差したのである。道家が、秋以降に出仕しなくなる理由は、表向きは病気だが、筆者にはそうは思えない。

彼が再び出仕し始めたのは、護久・護美兄弟が、「天皇のため、朝廷のため」という理由を前面に押し立てて、熊本を後にして東京へ行くこととしたことが契機ではなかっただろうか。明治四年一月初めの段階では、護美の眼には、道家は、この計画に頑なに首を振らない守旧派として映っていた。その後、兄弟の行動はエスカレートし、三月には双方ともが辞表を提出し、自主的な廃藩を唱えるようになる。

次に掲げる史料は、廃藩置県後の明治四年一月に、道家が、護久・護美兄弟に書き送った「献言之覚」である。

【史料15】

写

献言之覚

今度東京ニ赴玉ハハ、再西帰ノ御期ナキニモ成行□□申歟、左スレハ老病ノ身分、永ク訣シ奉シ事モハカリ難ク存シ奉リ候処、凶スモ相患ヒ御暇乞サヘ心ニ任セス、実ニ遺感ノ次第に候間、恐ながら元知事様御供に御聴に達し度献言奉り候、忝くも泰勝公ニハ足利氏衰運ノ極、親ヲ追ヒ、君ヲ弑シ、倫理滅絶ノ際ニ生レ玉ヒ

シカトモ御幼年ヨリ文武ノ道ニ御志深く御教化閨門ノ内ヨリ末々ニ及ハレ、天子ヲ尊ヒ霸王ヲ助ケ、御交際に至マテ信義ヲ尽サセ玉ヒシカハ、御家古シト雖貴賤四方、維新ノ御徳業ヲ仰サルモノナク年来衰玉ヒシ、二三千貫ノ青龍寺ヨリ発起シ、幾回ノ危難ヲモ天助ヲ得玉ヒ、剩ヘ賢明ノ御子孫相続テ出サセラレ、遂ニ二三百年大藩ヲ領シ玉ヘルハ天爵ヲ脩テ人爵從ヒ積善ニ余慶アルノ御事ト存シ奉リ候、然ル処大藩ヲ領シ玉フ等ノ事ハ徳川氏ノ吹拏ニモ預ル事ニ候ヘハ、同氏政權差上ノ上ハ御家ニモ藩土御返上ハ理勢当然ニモ之有ヘク候ヘトモ、天爵ヲ脩玉フハ決シテ人ニモ時ニモ拘ワハラサル事ニテ、今日御^{編川漢久、長岡義孝}二方様ニ在ラセラレ候テハ返スモ、泰勝公ノ御心跡ヲ統玉ヒ度祈リ奉リ候、万一流俗門地崩杯ノ事ニ露程モ染習在セラレナハ御身上ハ勿論御家名モ地ヲ拂ヒ申スヘク候、御二方様共ニ高才明敏ノ御天性ニテ小節ニ拘ハラセラレサルノミナラス、天爵ノ積善ノト申義ハ老書生ノ常談ト思召シ、天道幽冥微妙ノ義ヲ御精察在セラレ難ラン歎ト兼テ杞憂ニ堪ス存シ奉リ候間、嚴責ヲ顧ス、誓言御聴を煩シ奉リ候、誠恐々々萬死謹言

明治四年十一月九日

道家一徳

頓首再拜^⑦

この中で、道家は、二人の兄弟に対して、細川幽斎以来、歴代の細川家当主が受け継いできた「御心跡」を大切にしてほしいと訴えている。「万一流俗門地崩杯ノ事ニ露程モ染習在セラレナハ御身上ハ勿論御家名モ地ヲ拂ヒ申スヘク候」という諫言を、もはや東京にのみ眼が向いている若い兄弟はどう受け止めたであろうか。

(2) 本稿における成果と今後の課題

本文中でも繰り返し述べてきたが、道家家文書の「出現」によって、

三年改革で実際に実施される、特に民政上の改革プラン（徳富・竹崎案）とは別に、もう一つのプラン（木下案）の存在が明らかになったことが、本稿最大の成果である。このもう一つのプランが、なぜ今まで埋もれていたままだったのかについては、一定程度の説明を行い得たと考えているし、この説明を通じて、いわゆる「実学党中心史観」を克服する試みも一定程度は成功したと思う。

この点に関して、一つの提言を行っておきたい。筆者も含めて、これまで多くの論者は、三年改革スタート時に誕生し、その後の改革政治を推進してきた主体を「実学党政権」と呼んできた。しかし本稿の成果を踏まえれば、三年改革時の藩政府は、藩政主流派内の改革派と「実学党メンバー」とによる「連立政権」であることは明らかである。何より「実学党政権」という呼称は、思想的な違いは取りあえず置いておいて、「藩政改革」という眼前に迫った緊急課題に取り組むために新政権に入って努力した道家や白木・早川・坂本ら藩政主流派の人々の存在を軽視することにつながるため、この機会に新しい呼称が考えられるべきだろう。差し当たって、本稿では「三年改革政権」という呼称を提案しておこう。

最後に、今後の課題を指摘しておきたい。本稿での検討作業を通して、先述した二つのプランと近世期の民政システムとの関連性を追究する作業や、この両プランを維新期民政の全体像の中への位置付ける作業等、新しい課題も見えてきた。幕末維新期の地域社会編制に関する筆者自身の最近の研究成果を踏まえて、まず前者の課題に取り組み、その過程で後者の課題にもアプローチしていくことにしたい。

註

- (1) 小関悠二郎『「明君」の近世』(吉川弘文館、二〇一二年)、同『藩政改革研究の現状と課題』(『地方史研究』第三八七号、二〇一七年)。
- (2) この研究動向については、松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)及び同『版籍奉還と廃藩置県』(明治維新史学会編『講座明治維新』第三卷「二〇一一年、有志舎」所収)に詳しい。
- (3) 大江志乃夫『豪農民権運動の源流』(『歴史学研究』第一七八号、一九五五年)。
- (4) 大江「民権運動成立期の豪農と民権」(1)(2)(『歴史学研究』第一八八・一八九号、一九五五年)。
- (5) 大江「熊本藩における藩政改革」(堀江英一編『藩政改革の研究』「御茶の水書房、一九五五年」所収)。なお注3、5の諸論文は、後に改変の上、大江『明治国家の成立』(ミネルヴァ書房、一九五九年)としてまとめられた。
- (6) 堀江前掲書(注5)一ページ。
- (7) 丹羽邦夫『明治維新の土地変革』(御茶の水書房、一九六二年)。
- (8) 原口清『日本近代国家の形成』(岩波書店、一九六八年)。本書は、後に『原口清著作集』第四卷(二〇〇八年、岩田書院)に収録された。
- (9) 森田誠一「幕末維新时期における肥後熊本藩―特に明治維新への参加をめぐって―」(福岡ユネスコ協会編『明治維新と九州』「平凡社、一九七三年」所収)。本論文は後に森田『近世における在町の展開と藩政』(山川出版社、一九八二年)に収録された。以下、森田前掲書とするのは本書である。
- (10) 森田前掲書三六六ページ。
- (11) 徳富一敬・山田武甫・安場保和等、三年改革に参画した横井小楠門下の人々に関する、花立の伝記的研究(初出誌等、詳細は省略)は、後に『横井小楠の弟子たち―熊本実学派の人々―』(藤原書店、二〇一三年)に収録された。
- (12) 水野公寿「公議政党的展開過程」(熊本県高等学校社会科学研究会『研究紀要』第一七号、一九八七年)。
- (13) 猪飼隆明「熊本の自由民権運動」(熊本自由民権百年記念実行委員会編『熊本の自由民権』「一九八二年」所収)。森田・花立・猪飼「熊本の百年」(山川出版社、一九八五年)。
- (14) 前田信孝「激突した城下の維新」(『新・熊本の歴史6』近代(上)「熊本日日新聞社、一九八〇年」)。
- (15) 「知事塔」が、大分県内に存在しているのは、熊本藩が豊後地域に持つていた約三万石分の飛び地領に帰因する。
- (16) 拙稿a「維新変革と村落民衆」(渡辺尚志編『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』「新人物往来社、一九九六年」所収)。
- (17) 前田信孝「郷備金の研究覚書―肥後の維新と郷備金―」(『市史研究くまもと』第八号「一九九七年」)、同「続郷備金の研究覚書―明治期熊本の近代化と郷備金―」(『市史研究くまもと』第九号「一九九八年」)。なお前田の研究を発展させたものとして、今村直樹「近代移行期の地域資産をめぐる官と民」(『史林』第九一巻六号、二〇〇八年)がある。
- (18) 前掲拙稿a及び拙稿b「一九世紀の藩社会と民衆意識―『肥後の維新』考―」(『日本史研究』第四六四号、二〇〇一年)。
- (19) 拙稿c「維新変革と民衆意識」(『日本史研究』第三九〇号、一九九五年)、拙稿d「熊本藩郷士・赤星伊兵衛―『平均』という社会変革論―」(佐々木克編『それぞれの明治維新』「吉川弘文館、二〇〇〇年」所収)。
- (20) 拙稿b。今村「近世中後期熊本藩領における『殿様登』と地域社会」(『日本歴史』第七七八号、二〇〇九年)及び同「近世後期藩領国の行政システムと地域社会の『成立』」(『歴史学研究』第八八五号、二〇一一年)。
- (21) 井上勝生『幕末・維新』(岩波新書、二〇〇六年)。

- (22) 池田勇太「藩政の維新—熊本藩を例に—」(『史学雑誌』第一一三卷一二号、二〇〇四年)、同「維新期民政の再検討—熊本藩から—」(『明治維新史研究』第二号、二〇〇五年)。なおこれらの論文は、後に、同『維新変革と儒教的理想主義』(山川出版社、二〇一三年)に収録された。
- (23) 拙稿。「明治政府成立時代」(安場保吉編『安場保和伝』(藤原書店、二〇〇六年)所収)。
- (24) 森田前掲書(注9)三四四ページ。
- (25) 『新熊本市史』通史編第五卷近代I(二〇〇一年)第一編第二章第二節。
- (26) 花立前掲書(注11)四二二ページ。なお引用に際して、ふりがなを適宜付け替えた。
- (27) 森田前掲書(注9)三四五ページ。
- (28) 「護久公御年譜」(永青文庫細川家文書四一七—四の二)。以下、「永青文庫細川家文書」を、「永青」と略記する。
- (29) 『改訂肥後藩国事史料』卷十(侯爵細川家編纂所、一九三二年)と、これに依拠する『熊本藩年表稿』(細川藩政史研究会、一九七四年)は、護久の熊本帰着を五月二七日とする。これは藩領内への「帰着」と、花畑館への「着座」の違いだと考えられる。以下、『改訂肥後藩国事史料』卷十を、「国事」と略記する。
- (30) 熊本大学附属図書館所蔵、道家家文書一四—三一。この史料からは、小笠原が家令を勤めているという重要なことが判明する。明治初年の藩政改革における一つの焦点は、藩政と大名家の家政とを峻別していくことにあった。近年、この点に着目した研究を進めている星野尚文によれば、維新政権が藩政と家政との区別を最初に命じた明治元年一〇月の藩治職制の公布前後から、諸藩では公私の区別を正すことが維新の主意であるという理解が広まっていったという(星野「明治初年藩政改革と公私の分離」(『東海大学紀要 文学部』第九八輯、二〇一二年)及び同「明治初年における鳥取藩の藩政改革」(『東海史学』第四九号、二〇一五年)。このような状況下で、家令としての小笠原は、実学党政権で権大参事に名を連ねながらも、藩政に直接的に携わることを控えていたと思われる。
- (31) 武藤巖男『肥後先哲遺蹟』後篇(一九二八年)四六七ページ。以下、『肥後先哲遺蹟』後篇を、「先哲」と略記する。
- (32) 『先哲』及び「木下助之年譜」(『木下助之日記』(『玉名市立歴史博物館』ころるピア、二〇〇一年)所収)による。
- (33) 熊本県立図書館所蔵、木下文庫三九一「日記」。木下の大坂派遣は、五月一四日に「大坂詰吟味役」に任じられた古田尚彦に従ったものである。古田には「金穀類出入筋之儀諸事立合見聞いたし候様」という任務が与えられていた(『明治三年 記室日記』(永青一—六—三三))。
- (34) 『先哲』六五四ページ。
- (35) 今村直樹・中林真幸「所得と資産の分配」(深尾京司他編『岩波講座 日本経済の歴史』第2巻近世(岩波書店、二〇一七年)所収)四〇ページ。
- (36) 蓑田勝彦「天保期熊本藩農村の経済力」(『熊本史学』第八九・九〇・九一合併号、二〇〇八年)。
- (37) 例えば、維新政権が、明治二年六月二日に下賜した戊辰戦功賞典で、熊本藩主細川韶邦に与えられたのは賞金二〇〇〇両であった。これは人吉藩主相良頼基と同額である(『明治史要』附表(東京大学出版会、一九六六年、複製版)。両藩の表高には二七倍ほどの開きがあることから見ても、熊本藩の評価の低さは際立っている。
- (38) 例えば、熊本藩が農兵銃隊の創設を検討していた慶応二年(一八六六)七月二八日、木下は家老小笠原美濃の屋敷に呼ばれ、自らが作成した意見書を提出し、その説明を行っている(木山貴満「幕末維新期

熊本藩における軍制改革と惣庄屋」〔古村豊雄他編『熊本藩の地域社会と行政』思文閣出版、二〇〇九年〕所収。

(39) 前掲〔注33〕「日記」。

(40) 拙稿 f「幕末維新时期熊本藩の『在地合議体制』と政策形成」〔前掲吉村他編書〔注33〕二九〇ページ〕。

(41) 道家家文書一四―三四。道家家文書は、二〇一五年一月に開催された第三一回熊本大学附属図書館貴重資料展で初公開され、筆者もこの資料展の準備に携わった。その際、展示史料の解説目録中で、筆者は本史料の作成者（差出人）を、細川護久と比定したので、この場を借りて訂正させていただきたい。

(42) 西山禎一『熊本藩役職者一覽』（非売品、二〇〇七年）による。

(43) 『先哲』三八三ページ。

(44) 道家家文書一四―三二。

(45) 現段階における共同研究の成果は、前掲吉村他編書〔注38〕と、稲葉継陽他編『日本近世領国地域社会研究』（吉川弘文館、二〇一五年）にまとめられている。

(46) 徳富健次郎『竹崎順子』（福永書店、一九三三年）一八〇―一八二ページ。なお本書は、『蘆花全集』第五卷（蘆花全集刊行会、一九二九年）にも収録されている。

(47) 『横島町史』（二〇〇八年）歴史編第二章を参照のこと。

(48) 『諸記録』（七浦古文書会編『徳富家文書』一〔二〇〇二年〕一二六ページ）。

(49) 徳富の最初の役職は「奉行所書記にて録事兼務」であった（『先哲』七三四ページ）。

(50) 『明治三年 藩庁日誌』（永青一三一四―一九の一）、『熊本藩日誌』（同一三一四―一九の二）及び『明治三年 記室日記』（前掲注〔33〕）のいずれにも関連する記載は見られない。なお「記室」とは明治二年

に「機密間」が改称されたものであり、「機密間」は藩政府内各部署間の連絡・調整を行い、家老の文書を取り扱う機関である。

(51) 『先哲』七三四ページ。

(52) 同右。

(53) 前掲〔注33〕「日記」。木下は、六月一五日から出府を繰り返し、道家・早川らと「長談」や「御用談」を行っている。

(54) 熊本県立図書館所蔵、熊本県公文類纂五七―「改正一件」。ちなみに大減税策を謳った「村々小前共江」は、七月一七日に発布された。

(55) 池田勇太「明治初年における木下助介の百姓代改正論について」〔『史学雑誌』第一一八編第六号、二〇〇九年〕四六ページ。

(56) この点については、前掲大江論文〔注5〕に詳しい。

(57) 護美は、明治二七年四月の時点で、「夫から民政である。其方には兄（護久のこと）三澤注。以下同）も本とから注意して居つたが、尚更注意せねばならぬと言つて地租減（雑税免除のこと）からやつて仕舞ふた」（『史談会速記録』第二輯『史談会速記録』合本四〔原書房、一九七一年〕三八三ページ）と回顧している。これは大減税策が護久主導で実施されたことを物語っていると同時に、護美が「地租減からや」るのではない木下案を支持していたことを示唆しているのではないだろうか。なお引用に当たって、読点を句点に改めた。

(58) 拙稿 f「維新変革期における民政と民衆」（明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』〔有志舎、二〇一一年〕所収）を参照のこと。

(59) 前掲木下文庫二七三〔覚綴〕。本史料は「午八月十一日竹崎律次郎ニ民政局詰問ニ向遣候紙面ニ添遣」と題された書翰草案で、修正や書き込みが二重・三重になされている。本来であれば見消部分も正確に表現すべきだが、そうすると煩雑になりすぎるので、これは省略した。なお本史料の存在は、瀬崎正治「明治三年の郡政機構」（『玉名市立歴史博物館紀要』第二号〔一九九七年〕所収）で知ったが、引用は

原史料から行った。また本史料の解説に当たっては、尾山幸太郎氏・野田民子氏のご協力を仰いだ。記して謝意を表したい。

(60) 拙稿『熊本藩領社会を『領国地域社会論』から見つめ直す』(稲葉 継陽他編『日本近世の領国地域社会』〔吉川弘文館、二〇一五年〕所収) 二八四～二八六ページ。

(61) 前掲木下文庫三九四「唐津日記」。引用した部分は、明治三年一二月二九日条の後に、丁を改めて「明治三年庚午のとし」と題して書かれている。

(62) 三年改革の巨大な影響力の陰に隠れて、明治三年前半に会計局が行った諸政策は目立たないが、この木下の記述を踏まえて、今後、経済史的な分析が進むことを期待したい。

(63) 道家家文書一四一三三。

(64) 道家家文書一四一七。

(65) 前掲拙稿。(注23) 八七ページ。

(66) 道家家文書一四一三二。

(67) 「岩倉具視関係年譜(稿)」(小西四郎監修『岩倉具視関係文書(国立公文書館内閣文庫所蔵)』〔北泉社、一九九〇年〕所収)。

(68) 日本史籍協会編『大久保利通日記』二(北泉社、一九九七年)。

(69) 日本史籍協会叢書三一『大久保利通文書』四(東京大学出版会、一九八三年、覆刻再刊版) 一七二～一七四ページ。

(70) 『国事』七四八ページ。

(71) 『国事』七五五ページ。

(72) 前掲拙稿。(注23) 一〇〇ページ。

(73) 「自主的廃藩」論については、松尾前掲書(注2)に詳しい。

(74) 前掲拙稿。(注23) 参照のこと。

(75) 前掲『史談会速記録』(注57) 三八二ページ。この文言は、長岡護 孝編『長岡雲海公伝』巻二(民友社、一九一四年)にも紹介されているが(三八〇ページ)、前後の引用は正確ではない。

(76) この点に関連して、護美は、前掲『史談会速記録』の中で、「足輕も刀差す者は凡て同等と云ふ事にした。是れまで目通りもせぬ者も、どんく逢ふ様にして…」と述べている(同右三八三ページ)。

(77) 道家家文書一三一四。